

**外国人市民の生活サポートなどの活動が対象！**

# 宇都宮市市民交流活動推進補助金

をご活用ください！

補助の対象	対象経費 (2分の1を補助)	限度額
姉妹・文化友好都市を訪問する場合, 姉妹・文化友好都市からの訪問団を受入れる場合 (姉妹都市等への市民訪問団など)	通訳・翻訳料, 日本文化紹介など国際親善に関する活動に関する経費, ホストファミリーへの謝金等	145,000円
宇都宮市で姉妹・文化友好都市との友好親善を目的とした事業を実施する場合(訪問団の受入れを除く) (姉妹都市等を紹介するイベントなど)	団体の事業の実施に直接必要な経費	50,000円
外国人市民の自立化支援, 日本人との共生を目的とした事業 (日本語教室, 相談事業など)	団体の事業の実施に直接必要な経費	50,000円
市民のための国際理解の促進及び国際協力活動に関する事業 (国際交流イベント, 国際理解パネル展など)	団体の事業の実施に直接必要な経費	50,000円

※ 当該年度内に実施(完了)する事業が対象です。

※ 予算の執行状況次第では当該年度途中でも終了することもあります。

宇都宮市市民まちづくり部 多文化共生推進課

# 1 応募の条件

- (1) 申請団体が自ら企画・運営する事業であること。
- (2) 姉妹・文化友好都市を訪問する場合を除き、宇都宮市内で実施する事業であること。
- (3) 日程及び事業内容が具体化していること。
- (4) 政治、宗教、営利目的でないこと。
- (5) 広く一般の市民の参加を募集すること。
- (6) 国又は地方公共団体や公益財団法人など、他の団体から補助を受けていないこと。
- (7) 宇都宮市に事務所（活動の拠点）を置くこと。

# 2 補助の対象と補助金額

- (1) 姉妹・文化友好都市との友好親善交流を目的とした事業
  - ア 姉妹・文化友好都市を訪問する場合及び姉妹・文化友好都市からの訪問団を受入れる場合  
⇒ 以下の経費の2分の1以内の額（上限145,000円）
    - ・ 通訳・翻訳に係る経費
    - ・ 国際親善に関する活動に係る経費（記念品・会場費・物品運搬費・学校体験・日本文化紹介等）
    - ・ 姉妹・文化友好都市についての事前研修費
    - ・ ホストファミリーへの謝金（実費相当分）
    - ・ 訪問団の送迎に係る経費※ 姉妹・文化友好都市を訪問する場合の渡航費用は補助の対象になりません。
  - イ アに該当する場合を除き、宇都宮市において事業を実施する場合  
⇒ 団体の事業の運営に直接必要な経費のうち、2分の1以内の額（上限50,000円）
- ※ 助成対象外となるもの：助成活動団体に係る恒常的な人件費・施設維持管理費、飲食費など

## 宇都宮市の姉妹・文化友好都市

姉妹都市 オークランド市（ニュージーランド）、オルレアン市（フランス）、タルサ市（アメリカ）

友好都市 チチハル市（中国）

文化友好都市 ピエトラサンタ市（イタリア）

- (2) 外国人市民の自立化支援、日本人との共生を目的とした事業
  - 市民のための国際理解の促進及び国際協力活動に関する事業  
⇒ 団体の事業の運営に直接必要な経費のうち、2分の1以内の額（上限50,000円）
- ※ 助成対象外となるもの：助成活動団体に係る恒常的な人件費・施設維持管理費、飲食費など
- ※ 1団体あたりの補助金交付は3回まで

同様の事業については、実施主体の変更等があっても交付回数に算定することがあります。

### 3 交付の流れ

#### 申請書・関連書類等準備

- ・申請書等の様式は、宇都宮市のホームページからダウンロードしてください。
- ・提出資料については、次ページの「提出資料および記載要領」をご確認ください。



- ・申請書様式は市ホームページ(左記 QR コード)からダウンロードしてください。(もしくは、宇都宮市ホームページにて「宇都宮市市民交流活動推進補助金」と検索してください。)

※その他、「宇都宮市市民交流活動補助金交付要綱」「宇都宮市市民交流活動推進補助金の交付に関する基準」もホームページ上にてご確認ください。

#### 郵送にて提出 (受付期間：令和7年5月7日～6月30日 必着)

提出先：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 市民まちづくり部 多文化共生推進課 宛

#### 書類選考 (事業計画書に記載の事業の目的や内容により審査します。)

#### 交付団体決定

#### 事業の実施報告 (事業終了後、当該年度末(3月31日)まで)

活動実績報告書、収支決算書などを提出していただきます。

※ 交付決定団体に別途お知らせします。

#### 補助金交付 (事業の実施報告書等の提出後、2週間程度)

ご不明点など、お気軽にご相談ください!

☎ 028-632-2971

✉ u1820@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市市民まちづくり部 多文化共生推進課

## 提出資料および記載要領

### 【補助金申請時】

	提出書類	記入にあたっての留意点, 内容
1	補助金等交付申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「収支予算書」の支出合計額の1/2の額を補助金額欄に記入してください。</li> <li>補助金額は、姉妹・文化友好都市への訪問及び受入れ事業においては145,000円、その他の事業においては50,000円を限度とします。</li> </ul>
2	事業計画書 (参考様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「事業内容」の欄には、事業詳細のほか、下記の項目を含めて記入してください。</li> <li>・効果的に事業を実施するための工夫（参加者を集めるための工夫や、参加者が楽しく学べるための工夫、勉強会や意見交換会の実施など）</li> <li>・外国人スタッフの有無について（国籍も記入してください。）</li> </ul> <p>※姉妹・文化友好都市との友好親善交流事業のみ、下記の項目を含めて記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在（もしくは受入れ）中に実施する、宇都宮市（もしくは姉妹都市等）を紹介する活動や姉妹都市等の市民（もしくは宇都宮市民）と交流する事業について</li> </ul>
3	収支予算書 (参考様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細に記載してください。</li> <li>・収入の合計と支出の合計は同額にしてください。</li> </ul>
4	団体の会則, 規約, 定款など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市市民活動補助金交付要綱第3条（団体の名称, 目的, 事業, 会員, 役員及びその任務等）について確認できるもの</li> </ul>
5	チラシなどの資料 (お持ちの場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のチラシやこれまでの活動実績がわかるチラシ</li> </ul>
6	滞在時（もしくは受入れ時）の 日程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>※姉妹・文化友好都市との友好親善交流事業のみ提出</li> </ul>

問い合わせ・申し込み先

宇都宮市市民まちづくり部 多文化共生推進課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2971 FAX 028-632-2347

Email u1820@city.utsunomiya.tochigi.jp